

国 水 流 第 8 号  
令和3年6月29日

北海道開発局	建設部長	殿
各地方整備局	河川部長	殿
沖縄総合事務局	開発建設部長	殿
独立行政法人水資源機構	ダム事業部長	殿

国土交通省 水管理・国土保全局  
河川環境課 河川環境課長  
(公 印 省 略)

#### 治水等多目的ダムにおけるダムの弾力的管理について

近年の水害の頻発化・激甚化を踏まえ、緊急時には既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、政府において「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」を策定し、洪水になる前にダムの利水容量から放流して洪水を貯留するための容量を確保することとして、事前放流の取り組みを令和2年から全国で実施しているところである。

一方、政府として2050年カーボンニュートラル（脱炭素社会の実現）を宣言するとともに、2030年度に温室効果ガスの排出量を2013年度比で46%削減するという新たな目標を掲げており、再生可能エネルギーを最大限導入する取り組みを進めていく必要がある。については、既存ダムの有効貯水容量を再生可能エネルギーの創出に最大限活用できるよう、平常時にはダムの洪水調節に支障を及ぼさない範囲で洪水調節容量に流水を貯留することとして、これを活用した水力発電を推進していくこととする。

ダムの洪水調節容量での貯留を活用した水力発電については、「ダムの弾力的管理について（平成30年5月28日付 国水流第4号）」に基づき、弾力的管理の中で取り組みを進めてきたところであるが、改めて、治水協定に基づく事前放流と両立させながら取り組むこととし、別紙に留意して実施を検討し、できる限り、非洪水期における活用貯留水の水力発電への活用を進められたい。

別紙を踏まえた弾力的管理の実施にあたっては、「弾力的管理試験要領」又は「操作規則・操作細則に基づく河川環境保全のための操作要領」の新規策定・変更を行い、これらについて操作規則の策定権者の承認を受けるものとする。

○ダムの弾力的管理について（平成 30 年 5 月 28 日付国水流第 4 号）（抜粋）

この度、既存施設の有効活用の観点から弾力的管理の目的について、異常渇水時の流水の正常な機能を維持するための流量の補給や水質事故の希釈用水の補給等を行うとともに、放流水を用いた水力発電への活用を可能とするよう別紙のとおり「ダムの弾力的管理指針（案）」を改定したので、今後は本指針（案）に基づき実施されたい。

ダムの弾力的管理指針（案）

1. 目的

ダムの弾力的管理は、洪水調節に支障を及ぼさない範囲で、洪水調節容量の一部に流水を貯留し、これを適切に放流することによりダム下流の河川環境の整備と保全、異常渇水時の流水の正常な機能を維持するための流量の補給や水質事故の希釈用水の補給等を目的に行うものである。

また、活用貯留水を用いて水力発電に活用することができるものとする。

なお、特定の利水のために行うことを目的としてはならない。

以上

### ダムの弾力的管理の実施にあたっての留意事項

令和2年度より、洪水被害の防止・軽減を目的として、全国の河川で治水協定に基づく事前放流の運用を開始したところであり、河川環境の保全等を目的としたダムの弾力的管理※の実施にあたっては、治水協定に基づく事前放流を確実に実行できるようにする観点から、当面の間、下記のように運用する。

※洪水調節に支障を及ぼさない範囲で洪水調節容量の一部に流水を貯留しこれを適切に放流すること

### 記

弾力的管理及び弾力的管理試験の実施については、洪水調節（治水協定に基づく事前放流を含む）に支障を及ぼさない範囲で行うものであり、以下およびダム・河川ごとの実状を踏まえて判断する。

- ・当面の間の暫定的な運用として、河川環境の保全等の目的に照らして支障が生じるおそれのある場合を除き、降雨の見通しが不安定（不確実）な、梅雨前線性の降雨がある5月から7月、秋雨前線性の降雨がある9月においては治水協定に基づく事前放流を優先させることを基本とする。
- ・非洪水期を含め、弾力的管理及び弾力的管理試験を実施する場合は、あらかじめ、予備放流及び治水協定に基づく事前放流の実施判断より前に活用貯留水の放流を完了できることを確認する。

以上